

(お知らせ)

福島第二原子力発電所 4号機における
運転上の制限の逸脱ならびに復帰について

平成 18 年 9 月 24 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所 4号機(沸騰水型、定格出力 110 万キロワット)は、定期検査中ですが、原子炉冷却材浄化系^{*1}ポンプ室(B)の計器の調査に使用していたジャンパー線^{*2}が制御盤に接触し地絡^{*3}したことから、本日午前 10 時 50 分、「残留熱除去系熱交室漏えい」の警報^{*4}が発生し、残留熱除去系^{*5}ポンプ(A)が停止しました。

このため、午前 10 時 50 分、保安規定 36 条で定める「運転上の制限^{*6}」を満足していないと判断いたしました。

その後、運転上の制限を満足しない場合に要求される措置を実施した後、残留熱除去系ポンプ(A)を再起動させ、午前 10 時 58 分、「運転上の制限」を満足していると判断し、「運転上の制限」の逸脱から復帰しております。

今後、原因について調査いたします。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以上

* 1 : 原子炉冷却材浄化系

原子炉水中の不純物を除去し水質を維持する系統であり、また、炉内の余剰水を排出して原子炉の水位を制御するためにも使用される。

* 2 : ジャンパー線

電気回路の端子部間を一時的につなぐ線。

* 3 : 地絡

大地に電気が流れる事象。

* 4 : 「残留熱除去系熱交室漏えい」の警報

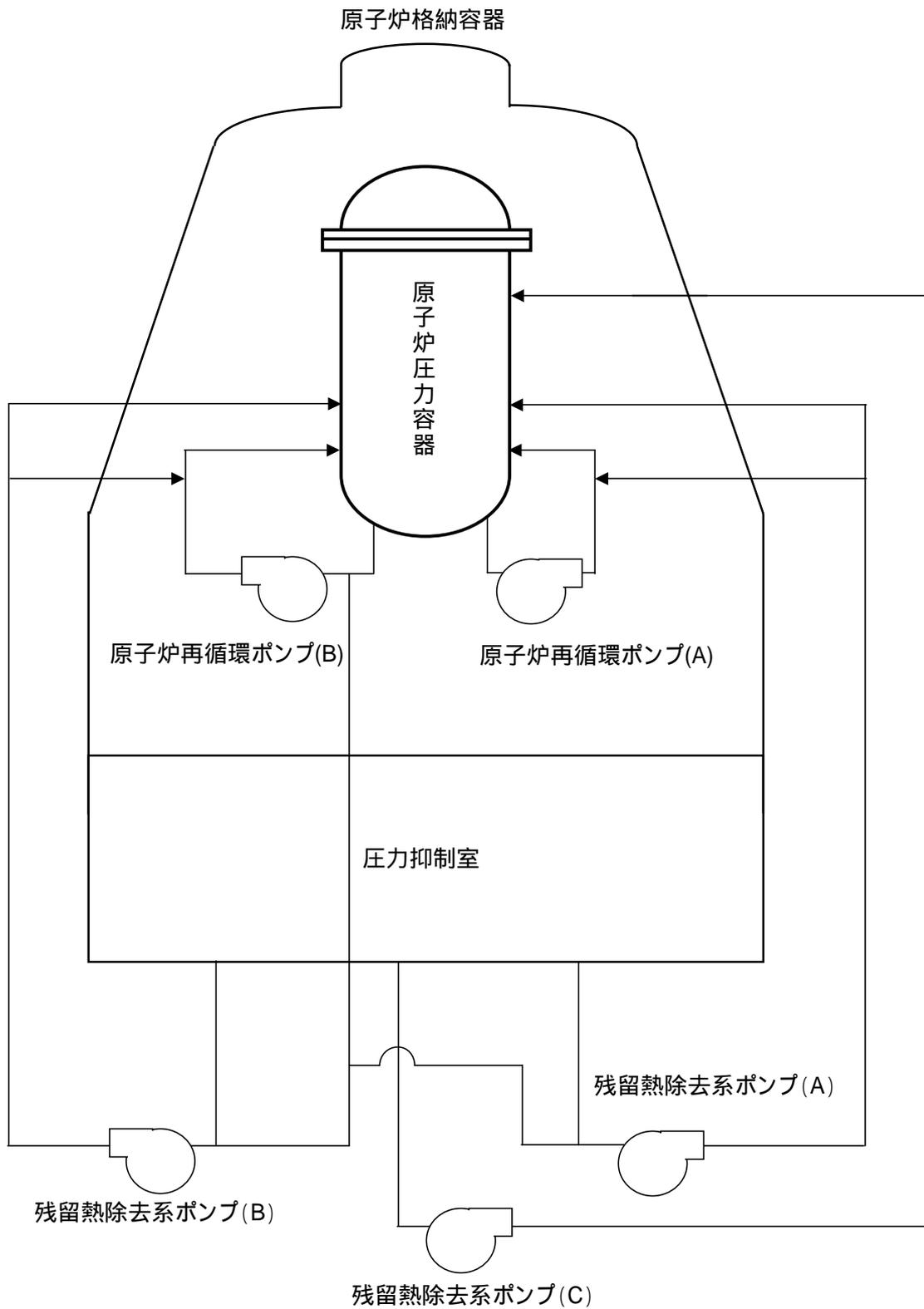
当該警報発生により残留熱除去系ポンプの停止信号が入る。

* 5 : 残留熱除去系

原子炉停止時冷却系として、原子炉を停止した後の燃料の崩壊熱の除去(燃料の冷却)や、非常時に原子炉水位を維持する系統で、低圧注水系と格納容器スプレイ系にも使用している(A系, B系, C系の3系統)

* 6 : 保安規定第 36 条に定める「運転上の制限」

「原子炉停止時冷却系の 1 系列が運転中であることおよび原子炉水位がオーバーフロー水位となるまでの期間は、更に 1 系列の原子炉停止時冷却系が動作可能であること」又は「原子炉停止時冷却系が停止した場合でも原子炉冷却材温度を 65 以下に保つことができること」が要求されている。



残留熱除去系・系統概略図